

# 全国労働衛生週間の取り組みについて

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は労働基準行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

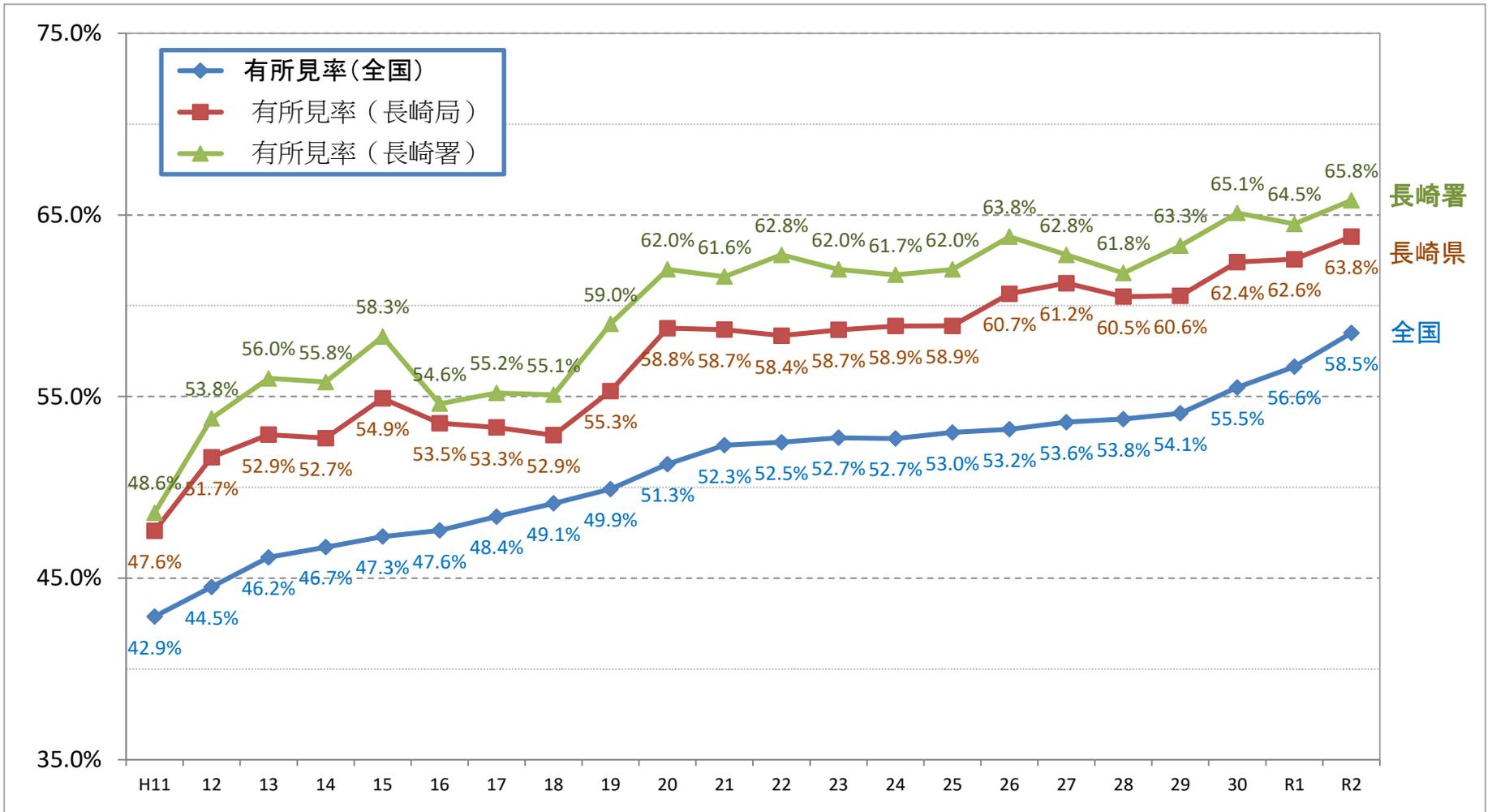
さて、「全国労働衛生週間」は今年で72回目を迎え、労働衛生に関する意識の高揚と、自主的な労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保を目的に毎年実施されており、全国労働衛生週間を契機に実施される活動は労働者の健康を確保する上で重要であると考えております。

全国労働衛生週間の実施にあたり、労働衛生に係る統計資料や関係法令の改正等について、簡単ではございますが取りまとめましたので、ご活用下さい。

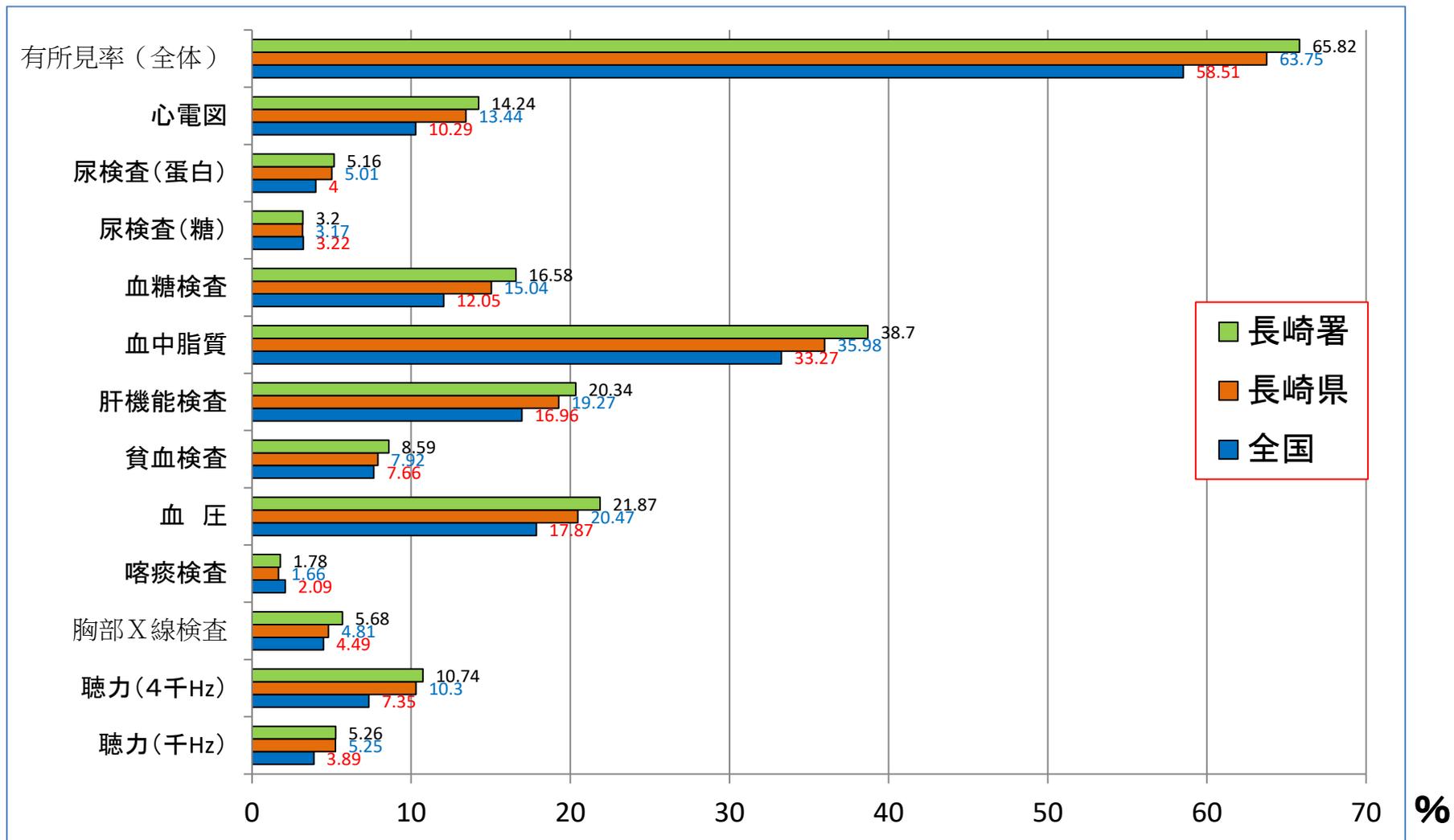
(資料の入手、詳細につきましては、厚生労働省等のホームページ等をご覧ください)

長崎労働基準監督署

# 定期健康診断 有所見率の推移

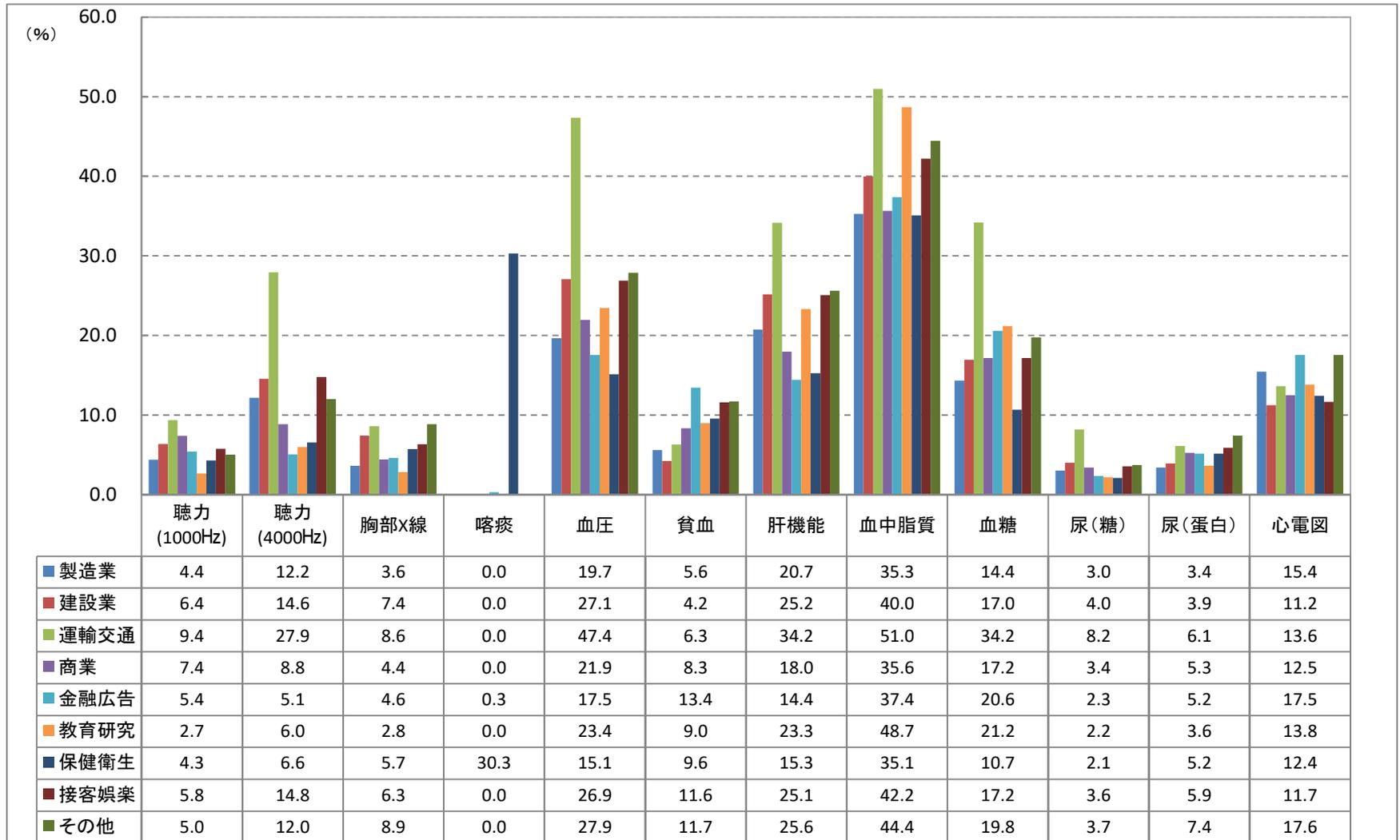


# 令和2年 一般定期健康診断結果



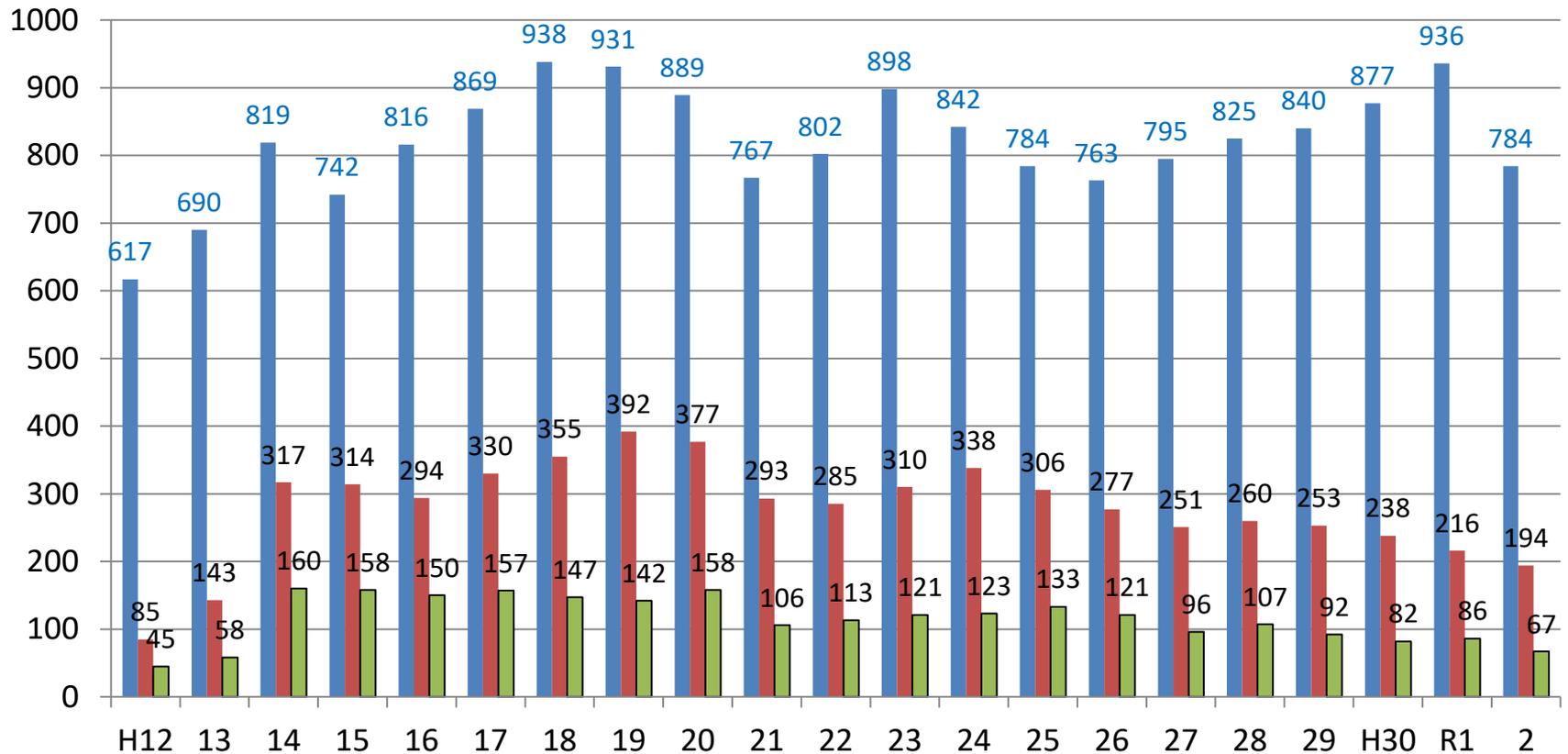
# 令和2年 定期健康診断 有所見率(業種別・項目別)

## 長崎監督署管内

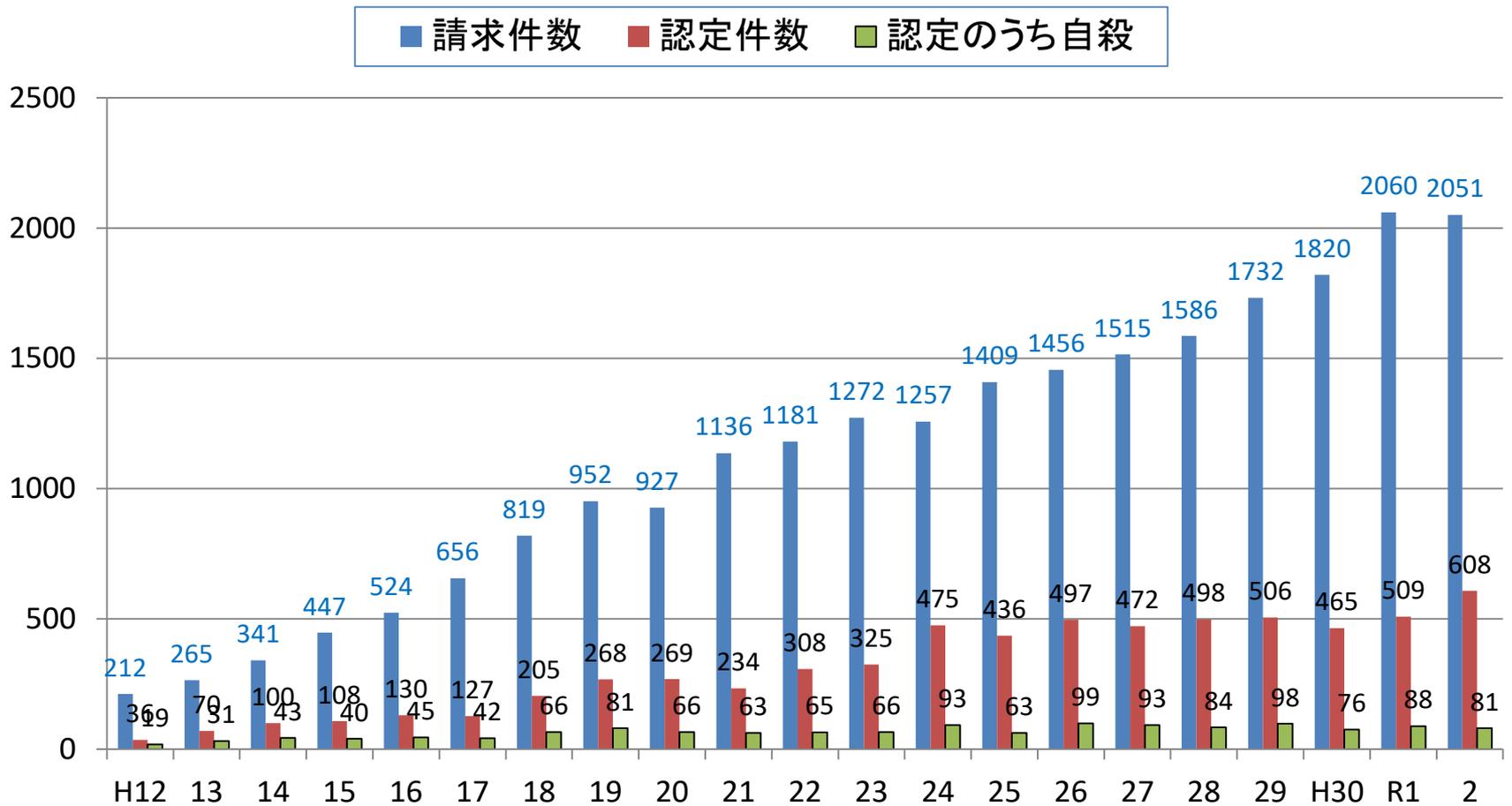


# 脳・心臓疾患の労災補償状況(全国)

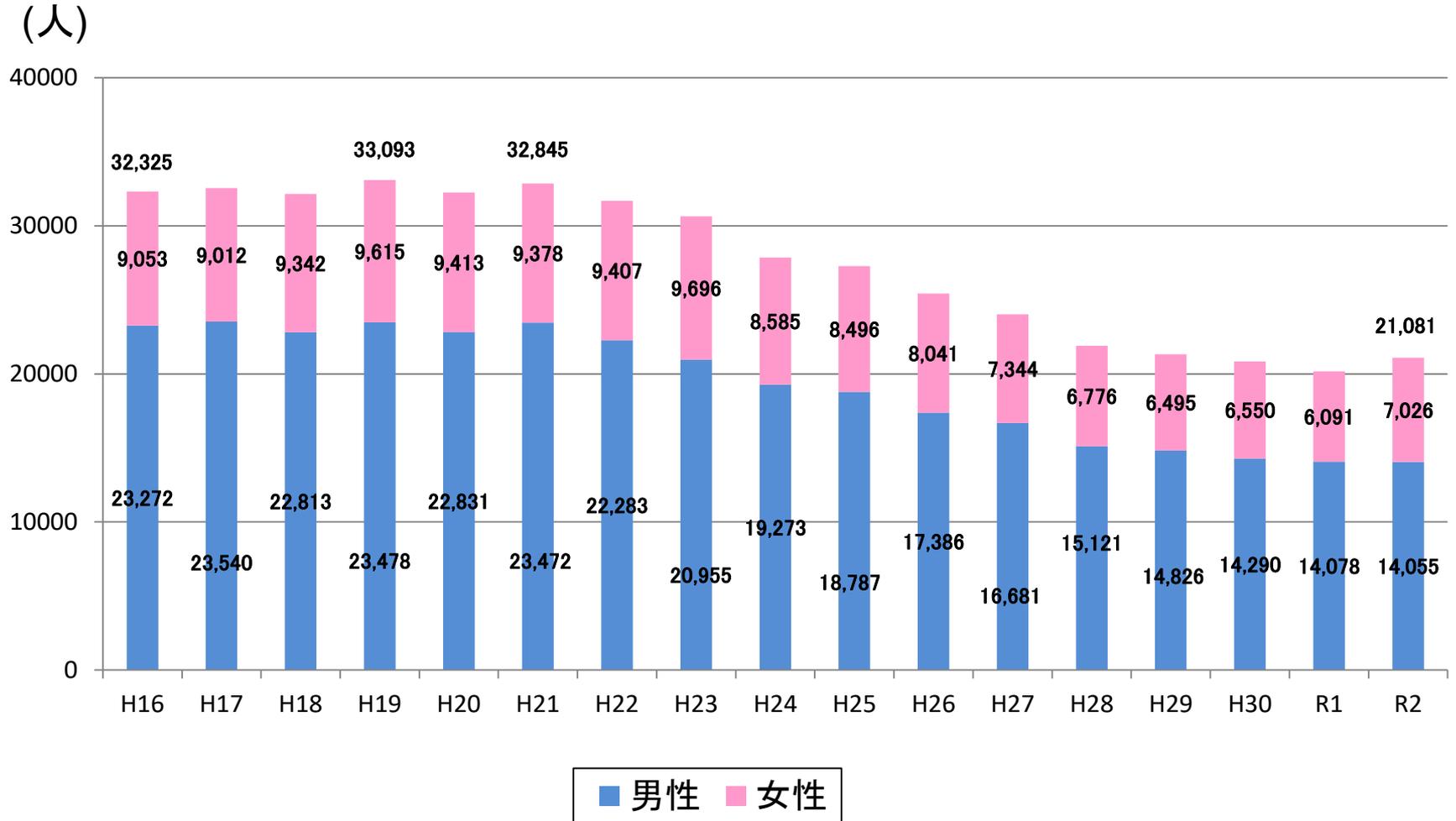
■ 請求件数 ■ 認定件数 ■ 認定のうち死亡



# 精神障害等の労災補償状況(全国)

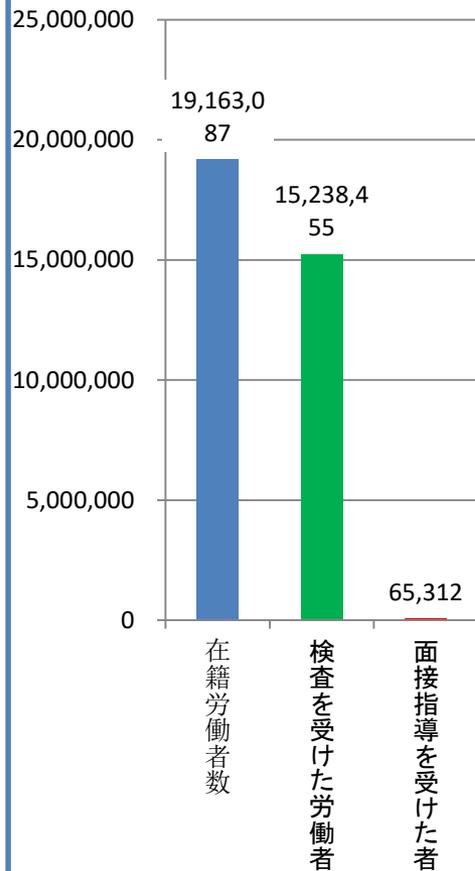


# 自殺者の推移(全国)

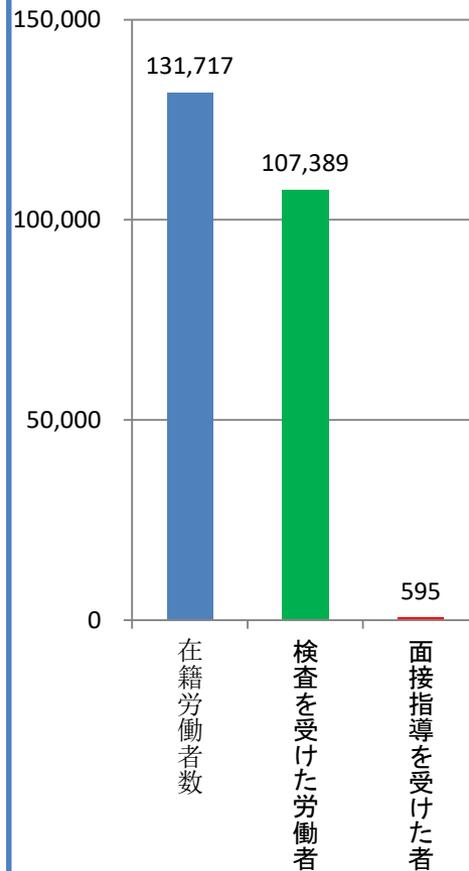


# ストレスチェック 検査結果(R2)

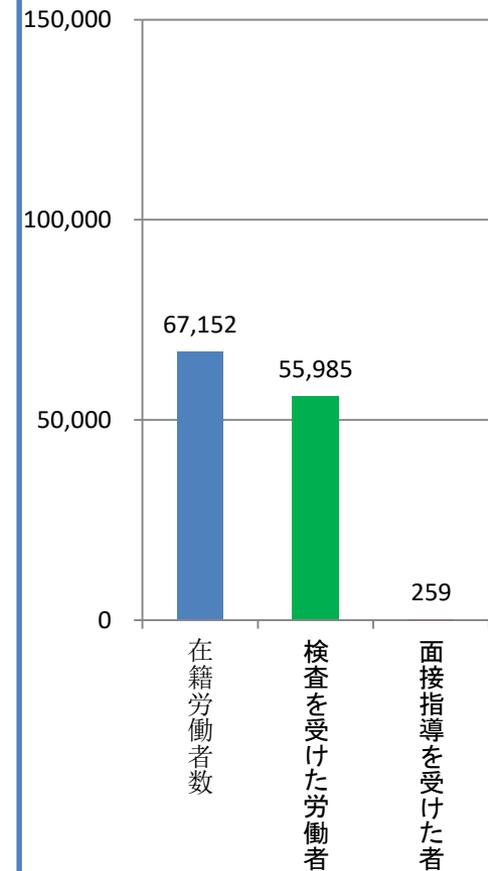
## 全国



## 長崎局



## 長崎監督署

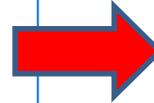


# 健康診断の実施と事後措置 ①

全国労働衛生週間準備期間（9月）を「職場の健康診断実施強化月間」と位置づけ、以下の事項についての取り組みをお願いしています。

## 重点事項

- ① 健康診断の実施及び事後措置の徹底
- ② 健康診断結果に基づく保健指導の実施
- ③ 医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携（高齢者の医療確保に関する法律）
- ④ 小規模事業場（産業医の選任を要しない労働者50人未満の事業場）における産業保健総合支援センターの活用



## 健康診断結果の事後措置とは

健康診断の結果について、**異常の所見**があると診断された労働者については、当該労働者の健康を保持するために必要な措置（就業上の措置の必要性等）について、医師又は歯科医師の意見を聴く必要があります。

# 健康診断の実施と事後措置 ②

## (診断区分の例)

「異常なし」

「要観察」

軽度、注意、経過観察など。

「要受診」、「要精密検査」については精密検査等の結果に基づいて判断して下さい。

「要治療」 = 異常所見



## 異常所見者にかかる医師等からの意見の聴取

異常所見者については、健康保持のための必要な措置(就業区分)を医師等から確認し、健康診断個人票等に記録を残して下さい。

## (就業区分の例)

「通常勤務」 : 通常勤務可

異常所見があっても適切に治療を継続することで多くの場合は通常の就労が可能です。

治療中の場合は主治医から就労制限の指示を受けていないか確認して下さい。

「就業制限」 : 勤務に制限を加える必要がある

勤務による負荷を軽減するための措置

労働時間の短縮、時間外労働の制限、

作業の転換、就業場所の変更、

深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換など

「要休業」 : 勤務を休む必要がある

療養のため休業、退職等により、一定期間勤務させない措置。

## 参考

安衛法第66条の4

(健康診断の結果についての医師等からの意見聴取)

事業者は、法第66条第1項から第4項まで若しくは第5項のただし書又は第66条の2のきていによる健康診断の結果(当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る)に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、医師又は歯科医師の意見を聴かなければならない。

# 過重労働による健康障害の防止

過重労働による健康障害の防止には、時間外・休日労働時間の削減等が重要です。また、やむを得ず長時間にわたる時間外・休日労働を行わせた労働者に対しては、医師による面接指導等を実施し、適切な事後措置を講じることが必要です。

## 長時間労働者に対する面接指導等における留意点

- ① 労働時間の適正な把握
- ② 時間外・休日労働時間の算定・面接指導の申出の手続き
- ③ **長時間労働者に対する面接指導等の実施**
- ④ 医師からの意見聴取・面接指導結果の記録
- ⑤ 事後措置の実施の際に留意すべき事項
- ⑥ 事業場で定める必要な措置に係る基準の策定
- ⑦ 長時間労働者に対する面接指導等の実施に当たって

詳細につきましては厚生労働省のホームページよりパンフレットをご覧ください。

過重労働による健康障害の防止のためには、時間外・休日労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進等のほか、事業場における健康管理体制の整備、健康診断の実施等の労働者の健康管理に係る措置の徹底が重要です。また、やむを得ず長時間にわたる時間外・休日労働を行わせた労働者に対しては、医師による面接指導等を実施し、適切な事後措置を講じることが必要です。

厚生労働省では、「過重労働による健康障害防止のための総合対策」（平成18年3月17日付け基発第0317008号、令和2年4月1日付基発0401第11号雇均発0401第4号改正）を策定し、時間外・休日労働時間の削減、労働者の健康管理の徹底等を推進しています。

① 上の図は、労災補償に係る雇・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。  
② 業務の過重性は、労働時間のみによって評価されるのではなく、就労環境の諸要因も含めて総合的に評価されるべきものです。  
③ 「時間外・休日労働時間」とは、休憩時間を除き1週間当たり40時間を超過して労働させた場合に於けるその超過した時間のことです。  
④ 2～6か月平均で月80時間を超える時間外・休日労働時間とは、過去2か月間、3か月間、4か月間、5か月間、6か月間のいずれかの月平均の時間外・休日労働時間が80時間を超過するという意味です。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署  
独立行政法人 労働者健康安全機構

# 長時間労働者に対する面接指導

## <面接指導の対象労働者の要件>

- ① 申出があった場合の医師による面接指導の対象を、現行の「1月当たり100時間超」から「1月当たり80時間超」に見直し。
- ② 1月当たり80時間超の時間外・休日労働を行った労働者に対し、労働時間の状況に関する情報を**算定**後、速やかに**通知**することを事業者**に義務付け**。
  - 「算定」 = 毎月1回以上一定の期日を定めて行う（安衛則52条の2 第2項）
  - 「通知」 = 書面、電子メール、時間外・休日労働時間数が記載された給与明細でも可  
(安衛則52条の2 第3項)
  - 申出しやすい環境整備（様式、窓口設定等体制の整備、申出方法の周知）
  - 対象労働者について衛生委員会等において速やかに調査審議（原因・対策等）を行う。  
(安衛則22条)

### ① 研究開発業務（※1）

労働時間の状況

（新たな技術、商品又は役務の研究開発業務）

### ② 一般労働者

労働時間の状況

### ③ 管理監督者

労働時間の状況

80H（改正）

100H

義務  
要申出

義務  
要申出

義務  
要申出

義務（罰則付き）  
申出なし

労働時間に上限規制がかかる

# ストレスチェック制度 ①

## ストレスチェック制度の目的

ストレスチェック制度は、定期的に労働者のストレスの状況について検査を行い、本人にその結果を通知して自らのストレスの状況について気付きを促し、個人のメンタルヘルス不調のリスクを低減させるとともに、検査結果を集团的に分析し、職場環境の改善につなげることによって、労働者がメンタルヘルス不調になることを未然に防止すること(一次予防)を主な目的としたもので、平成27年12月に施行されました。

## 制度の実施義務のある事業場

衛生管理者や産業医の選任義務と同様、常時50人以上の労働者を使用する事業場にストレスチェック制度の実施義務があります。

この場合の「労働者」には、パートタイム労働者や派遣先の派遣労働者も含まれます。

また、それ以外の事業場(常時50人未満の労働者を使用する事業場)については、ストレスチェック制度は当分の間、努力義務とされていますが、労働者のメンタルヘルス不調の未然防止のため、できるだけ実施することが望ましいことから、国では様々な支援を行っています。

## 制度の概要

### ① 導入前の準備

ストレスチェックの実施者、実施事務従事者、実施結果の取扱いなど実施体制を検討して下さい。



### ② ストレスチェックの実施

労働者がストレスチェックを受けることは義務ではありませんが受験を勧奨しましょう。



### ③ 本人への結果の通知

結果(ストレスの程度の評価、高ストレスか否か、医師の面接指導が必要か否か)は、実施者から本人に直接通知します。



### ④ 面接指導の申し出

「高ストレス」と判断された労働者で、本人が面接指導の実施を申し出た場合は、医師による面接指導を実施する必要があります。

なお、面接指導の申し出は、結果が通知されてから1か月以内に行う必要があります。

# ストレスチェック制度 ②

## ⑤ 医師による面接指導の実施

面接指導は、本人の申し出があつてから概ね1か月以内に実施する必要がありますので、医師とも調整のうえ、実施日時の設定を行います。

面接指導を行った医師からは就業上の措置(通常勤務、就業制限、休業)に関する意見を聴きます。



## ⑥ 就業上の措置の実施

医師の意見に基づき、必要がある場合には、該当労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を検討・決定しましょう。



## ⑦ 集団ごとの集計・分析、保存

結果を集団ごとに集計・分析し、職場ごとのストレス状況を把握し、職場環境の改善に取り組みます。



## ⑧ 労働基準監督署への結果報告

実施後は、規定の様式により実施状況を労働基準監督署に報告して下さい。

詳細につきましては厚生労働省のホームページよりパンフレットをご覧ください。



# 医師による面接指導結果の報告書・意見書の様式例

## 【長時間労働者用】

面接指導結果報告書				
対象者	氏名	所属		
		男・女	年齢	歳
勤務の状況 (労働時間、労働時間以外の要因)				
疲労の蓄積の状況	0. (低)	1.	2.	3. (高)
その他の心身の状況	0. 所見なし 1. 所見あり ( )			
面接医師判定	本人への指導区分 ※複数選択可	0. 指導不要 1. 要保健指導 2. 要経過観察 3. 要再面接 (時期: ) 4. 現病治療継続 又は 医療機関紹介		(その他特記事項)

### 就業上の措置に係る意見書

就業区分	0. 通常勤務 1. 就業制限・配慮 2. 要休業			
労働時間の短縮 (考えられるもの に○)	0. 特に指示なし		4. 変形労働時間制または裁量労働制の対象からの除外	
	1. 時間外労働の制限 時間/月まで		5. 就業の禁止 (休暇・休業の指示)	
	2. 時間外労働の禁止		6. その他	
労働時間以外の項目 (考えられるもの に○を付け、措置 の内容を具体的に 記述)	3. 就業時間を制限 時 分 ~ 時 分			
	主要項目	a. 就業場所の変更 b. 作業の転換 c. 深夜業の回数の減少 d. 昼間勤務への転換 e. その他		
	1)			
	2)			
	3)			
措置期間	日・週・月 又は 年 月 日 ~ 年 月 日			
医療機関への受診配慮等				
その他 (連絡事項等)				

医師の所属先

年 月 日 (実施年月日)

印

医師氏名

## 【高ストレス者用】

面接指導結果報告書				
対象者	氏名	所属		
		男・女	年齢	歳
勤務の状況 (労働時間、労働時間以外の要因)				
心理的な負担の状況	(ストレスチェック結果) A. ストレスの要因 _____ 点 B. 心身の自覚症状 _____ 点 C. 周囲の支援 _____ 点		(医学的所見に関する特記事項)	
その他の心身の状況	0. 所見なし 1. 所見あり ( )			
面接医師判定	本人への指導区分 ※複数選択可	0. 指導不要 1. 要保健指導 2. 要経過観察 3. 要再面接 (時期: ) 4. 現病治療継続 又は 医療機関紹介		(その他特記事項)

### 就業上の措置に係る意見書

就業区分	0. 通常勤務 1. 就業制限・配慮 2. 要休業			
労働時間の短縮 (考えられるもの に○)	0. 特に指示なし		4. 変形労働時間制または裁量労働制の対象からの除外	
	1. 時間外労働の制限 時間/月まで		5. 就業の禁止 (休暇・休業の指示)	
	2. 時間外労働の禁止		6. その他	
労働時間以外の項目 (考えられるもの に○を付け、措置 の内容を具体的に 記述)	3. 就業時間を制限 時 分 ~ 時 分			
	主要項目	a. 就業場所の変更 b. 作業の転換 c. 深夜業の回数の減少 d. 昼間勤務への転換 e. その他		
	1)			
	2)			
	3)			
措置期間	日・週・月 又は 年 月 日 ~ 年 月 日			
職場環境の改善に関する意見				
医療機関への受診配慮等				
その他 (連絡事項等)				

医師の所属先

年 月 日 (実施年月日)

印

医師氏名

# 長崎産業保健総合支援センター 地域産業保健センター

## 業務のご案内

職場の健康づくりについて、無料で以下の研修、相談、支援を行っています。

働く人の「こころ」と「からだ」の健康が企業の未来を明るくする!

### 長崎産業保健総合支援センターの業務

長崎産業保健総合支援センターでは、事業場で産業保健活動に携わる産業医、保健師、衛生管理者をはじめ、事業主、人事労務担当者などの方々に対して、産業保健に関する研修や専門的な相談への対応などの支援を行っています。

労働者健康安全機構は、厚生労働省所管の独立行政法人です。

**1 産業保健関係者からの専門的相談対応**

産業保健に関する様々な問題について、専門スタッフが当センターの窓口「事前予約」、電話またはメール等で相談に応じ、解決方法を助言します。また、職場の作業環境管理、作業管理等に関して、専門スタッフが事業場を訪問し具体的な方法を助言します。※産業・職業労働者からの健康相談

対応分野：産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス、法律、リスクアセスメント、保健指導、地域に特化した支援

**2 産業医生涯研修・産業保健セミナー**

当センターのホームページやメールマガジンにて研修・セミナーの予定をお知らせしています。当センターのホームページの「オンライン申込み」または「FAX申込み」でお申込みください。

産業医研修で12月以降の研修の受講料に必要ないしが返還できます。

**3 メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援**

事業場から当センターへの相談を電話、メール等で受け付け、メンタルヘルス対策推進員が事業場を訪問し、メンタルヘルス対策への取組である「心の健康づくり計画の策定」、「衛生委員会での調査結果への報告」、「教育・研修計画等の支援」、「ストレスチェック制度の導入に関する支援」等を行います。

- 管理監督者向けメンタルヘルス教育  
管理監督者等を対象に、管理監督者の役割や取組み事項等に関して、メンタルヘルス教育のデモンストレーションを行い、メンタルヘルス教育の方法についてご説明します。
- 若年者向けメンタルヘルス教育  
就労して間もない若年層の自殺防止対策のため、若年労働者に対して、セルフケアを促進するための教育を行います。

**4 治療と仕事の両立支援**

病気を抱えながらも、働く意欲・能力のある労働者が、仕事を理由として治療機会を逃すことなく、また、治療の必要性を理由として仕事の継続を妨げられることなく、適切な治療を受けながら生き生きと働き続ける社会を目指す取り組みです。

- 両立支援の対象となる病状はがん、脳卒中、糖尿病、難病、若年性痴呆症など継続して治療が必要な慢性的な病気です。
- 事業場に対する啓発セミナー
- 事業場への個別訪問支援
- 患者（労働者）と事業場との個別調整支援
- 管理監督者向けの両立支援教育
- 両立支援に関する相談
- 情報提供

**5 産業保健に関する情報提供等**

「ホームページ」、「メールマガジン」の配信、「産業保健関係情報誌「産業保健21」」の配布などを行っています。

メールマガジンの登録は、当センターHPをご覧ください。

※①～④についての申込みは、当センターホームページから所定の申込書をダウンロードしてFAXで送付してください。

### 地域産業保健センターの業務 (50人未満の事業場対象)

長崎産業保健総合支援センターの地域窓口として、長崎県内5地域（長崎・佐世保・北松浦・県央・雲岐）にある地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の産業医の選任義務のない小規模事業場の事業者やそこで働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを提供しています。

各地域産業保健センターには、産業医の資格を備えた医師が登録されています。

**1 労働者の健康管理に係る相談**  
(メンタルヘルスをきむ)に係る相談

健康診断で、脳・心臓疾患関係の主な検査項目「血中脂質検査」「血圧の測定」「尿中の糖の検査」「心電図検査」に異常の所見があった労働者に対して、医師または保健師が日常生活面での指導などを行います。また、メンタルヘルス不調を感じている労働者に対して、医師または保健師が相談・指導を行います。

**2 健康診断の結果についての医師からの意見聴取**

健康診断で、異常の所見があった労働者に関して、健康保持のための対応策などについて、事業主が医師から意見を聞くことが出来ます。

**3 ストレスチェックに係る高ストレス者や長時間労働者に対する面接指導**

ストレスチェックの結果、高ストレスであるとされた労働者や、時間外労働が長時間に及ぶ労働者に対し、医師が面接指導を行います。

**4 個別訪問による産業保健指導の実施**

医師・保健師または労働衛生工学の専門家が事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策等の健康課題の状況を踏まえ、総合的な助言・指導を行います。

**地域産業保健センターの利用には事前の申込みが必要です。**

また、利用回数には制限があります。詳しくは産業保健総合支援センターもしくは、地域産業保健センターへお問い合わせください。

※①～④についての申込みは、当センターホームページから所定の申込書をダウンロードしてFAXで送付してください。



# 働く高齢者の特性に配慮した職場づくりを進めましょう

## エイジフレンドリーガイドライン

働く高齢者は過去10年間で1.5倍に増加しています。

こうした中、60歳以上の労働災害の割合も増加しており、**労働災害の1/4以上**を占めています。中でも、転倒災害、墜落・転落災害の発生率が若年層に比べて高く、女性で顕著です。

また、高齢になると**重症化し(骨折等)、休業期間が長くなる傾向**にあります。

令和2年3月に高齢者が安心して安全に働ける職場環境づくりについて「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)」が策定され、職場環境の改善について以下取り組みを求めています。

- ◆ 視力や明暗の差への対応能力の低下に対する改善  
(通路、作業場所の照度の確保、照度の極端な変化の解消)
- ◆ 階段への手すりの設置、通路の段差の解消と解消が不可能な場合の注意喚起の標識等の掲示
- ◆ 床や通路の滑り対策(防滑素材、防滑靴、原因となる油分・水分等のこまめな除去等)
- ◆ 保護具等の着用
- ◆ 年齢によらず聞き取りやすい音域の警報音の採用、指向性スピーカーの検討
- ◆ 定常的に発生する騒音の低減
- ◆ 暑熱環境への対応(涼しい休憩所、服装の改善、熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等の機器の利用)
- ◆ 重量物取り扱いへの対応(補助機器の導入、作業台の高さ・配置の改善、身体機能補助機器(パワーアシストスーツ等)の導入)
- ◆ 介護作業等への対応(リフト、スライディングシート等の導入による抱え上げ作業の抑制)

# エイジフレンドリーガイドラインと職場環境改善費用の補助

詳細につきましては、厚生労働省のホームページに掲載されている資料（パンフレット等）をご覧ください。

## エイジフレンドリーガイドライン （高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）

厚生労働省では、令和2年3月に「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」）を策定しました。

働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。

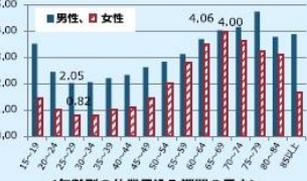


働く高齢者が増えています。60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業で増加しています。  
こうした中、労働災害による死傷者数では60歳以上の労働者が占める割合は26%（2018年）で増加傾向にあります。労働災害発生率は、若年層に比べ高齢層で相対的に高くなり、中でも、転倒災害、墜落・転落災害の発生率が若年層に比べ高く、女性で顕著です。

<年齢別死傷災害発生状況（休業4日以上）>  
2018年



<年齢別・男女別の労働災害発生率（休業4日以上）>  
※労働者1000人当たりの労働災害（休業4日以上）の発生件数



<年齢別の休業見込み期間の長さ>



高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすいことが分かっています。

体力に自信がない人や仕事に慣れていない人を含めすべての働く人の労働災害防止を図るためにも、職場環境改善の取組が重要です。

このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、請負契約により就業する高齢者に対し、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

高齢労働者を雇用する中小企業事業者の皆様へ

令和3年度（2021年度）版

## 「令和3年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- 近年の高齢者の就労拡大に伴い、高齢者の労働災害が増えています。
- 高齢者が安心して安全に働けるよう、高齢者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消し、働きやすい職場環境をつくっていくことが必要です。
- 高齢者が就労する際に感染症予防が特に重要となる社会福祉施設、医療保健業、旅館業や飲食店等の接客サービス業等では、利用者等と密に接する業務での新型コロナウイルス感染を防止するため、対人業務を簡素化できる設備改善や作業改善が望まれています。
- エイジフレンドリー補助金は、職場環境の改善に要した費用の一部を補助します。是非ご活用ください。

補助金申請期間 令和3年6月11日～令和3年10月末日

### 対象となる事業者

次の（1）～（3）すべてに該当する事業者が対象です。

- （1）高齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用している
- （2）次のいずれかに該当する中小企業事業者

業種	常時使用する労働者数	資本金又は出資の総額
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り配達飲食サービス業	50人以下 5,000万円以下
サービス業	医療・福祉、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下 5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下 1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下 3億円以下

※ 労働者数若しくは資本金等のどちらか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります

- （3）労働保険に加入している

### 補助金額

補助対象：高齢労働者のための職場環境改善に要した経費（物品の購入・工事の施工等）  
補助率：1/2  
上限額：100万円（消費税を含む）

※この補助金は、事業規模、高齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定を行います（全ての申請者に交付されるものではありません）

# 働く人に安全で安心な 店舗・施設づくり推進運動

小売業、社会福祉施設、飲食店において増加している労働災害の減少を図るため、「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開し、

- ① 本社・本部での実施事項
- ② 店舗・施設での実施事項

についてチェックリストを作成し取り組みをお願いしています。

また、中災防では中小規模事業場の安全衛生サポート事業として、店長会議など店舗の方が集まる機会を活用した安全衛生に関する研修会(集団支援)や、安全衛生の技術専門家の派遣によるアドバイス(個別支援)を無料で行っていますのでご活用下さい。

## 安全衛生サポート事業

経営トップ、管理職等にお勧めのセミナー	
安全衛生トップセミナー	ゼロ災害全員参加運動トップセミナー
危険予知(KY)訓練関連研修	
ゼロ災害全員参加運動プログラム研究会 危険予知(KY)活動トレーナー研修会	指差し呼称の定着研修会
腰痛予防、転倒災害防止関連セミナー	
転倒災害防止のための 身体機能向上セミナー	管理・監督者向け 転倒予防・腰痛予防セミナー
メンタルヘルス関連研修・セミナー、中災防ストレスチェックサービス	
メンタルヘルス対策に活かす 職場環境改善のすすめ方セミナー	中災防ストレスチェックサービス (ヘルスアドバイスサービス)
安全衛生の技術専門家の派遣サービス	
「職場の安全衛生診断と改善指導」 「企業内安全衛生教育・講演会への講師派遣」	

詳しくは「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」特設サイト



# 電離放射線障害防止規則の改正

令和3年4月より、被ばく限度の引き下げ、線量の測定方法等の一部変更など改正されています。

放射線業務を行う事業主の皆さまへ

令和3年4月1日から

## 「改正電離放射線障害防止規則」が 施行されます（増補版）

厚生労働省は、「電離放射線障害防止規則」（以下「電離規則」）と「電離放射線障害防止規則第三条第三項並びに第八条第五項及び第九条第二項の規定に基づく厚生労働大臣が定める限度及び方法を定める件」（以下「告示」）を改正し、令和3年4月1日から施行・適用します。改正内容は以下のとおりです。

※下線部は改正内容

### 1 放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量の限度の引き下げ（電離規則第5条）

事業者は、放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量が、5年間につき100mSvおよび1年間につき50mSvを超えないようにしなければなりません。

- ・「5年間」の途中で新たに放射線業務従事者となった労働者については、その労働者が前の事業場から交付された線量の記録（ない場合は、前の事業場から再交付を受けさせてください）により、「5年間」の始期以降の被ばく線量を確認してください。
- ・健康診断を行う年の前年1年間に、眼の水晶体に受けた等価線量が20mSvを超え、かつ当年1年間に眼の水晶体に受ける等価線量が20mSvを超えるおそれのある方については、電離放射線健康診断の白内障に関する眼の検査を省略することは（電離規則第56条第3項）、適当ではありません。また、このような方の白内障に関する眼の検査は、眼科医により行われることが望ましいです。

### 2 線量の測定および算定方法の一部変更（電離規則第8条・告示第3条）

放射線業務従事者などの管理区域内で受ける外部被ばくによる線量の測定は、1cm線量当量、3mm線量当量および70μm線量当量のうち、実効線量および等価線量の別に応じて、放射線の種類およびその有するエネルギーの値に基づき、線量を算定するために適切と認められるものについて行うことが必要です。

また、眼の水晶体の等価線量の算定は、放射線の種類およびエネルギーの種類に応じて、1cm線量当量、3mm線量当量または70μm線量当量のうちいずれが適切なものによって行うことが必要です。

眼の水晶体に受ける等価線量は、3mm線量当量の測定による算定を原則とします。ただし、1cm線量当量及び70μm線量当量を測定、確認することで3mm線量当量が眼の水晶体の等価線量限度を超えないように管理できる場合は、これらのうち適切な線量当量による算定でも差し支えありません。

### 3 線量の測定結果の算定・記録・保存期間の追加（電離規則第9条）

放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量は、3か月ごと、1年ごとおよび5年ごとの合計を算定・記録・保存することが必要です。

防護眼鏡などの使用時には、電離規則第8条第3項に掲げる法定の部位（胸部または腹部など）に加え、防護眼鏡の内側などで測定した結果に基づき算定した眼の水晶体の等価線量を記録・保存の対象として差し支えありません。



眼の水晶体に受ける等価線量の低減には、防護眼鏡の使用も有効です。

### 4 電離放射線健康診断結果報告書様式の項目の一部変更（電離規則様式第2号）

受診労働者数の欄中「眼の水晶体の等価線量による区分」の欄に関する項目が、「20mSv以下の者」、「20mSvを超え50mSv以下の者」および「50mSvを超える者」に変わります。また、全区分の欄に「検出限界未満の者」の項目が追加されます。

令和3年4月1日以降に所轄労働基準監督署長に提出する「電離放射線健康診断結果報告書」は、新様式を用いてください。この場合、報告書を提出すべき健康診断を行った年の前年1年間に受診した労働者が受けた実効線量および等価線量について、新様式の区分にしたがって、人数を集計して記入してください。

### 5 前記1に関する経過措置（改正省令附則第2条）

一定の医師<sup>※</sup>については、眼の水晶体に受ける等価線量の限度を以下のとおりとします。

- ・令和3年4月1日～令和5年3月31日の間 1年間につき50mSv
- ・令和5年4月1日～令和8年3月31日の間 3年間につき60mSvおよび1年間につき50mSv

※放射線業務従事者のうち、適荷その他の適切な放射線防護措置を講じてもらえない眼の水晶体に受ける等価線量が5年間につき100mSvを超えるおそれのある医師であって、その行う診療に高度の専門的知識経験を必要とし、かつ、そのために後任者を容易に得ることができないもの（以下、「経過措置対象医師」）。

- ・経過措置対象医師は、令和5年3月31日までの間に、衛生委員会の調査審議などを経た上で、事業者が指定してください。
- ・事業者は、経過措置対象医師に指定する医師に対し、指定する旨を通知するとともに、氏名、医籍登録番号、診療科名、経過措置の対象とする根拠となった具体的な事由を記録して令和8年3月31日まで保存してください。
- ・改正電離規則の施行（令和3年4月1日）時に、現に使用している医師を経過措置対象医師に指定しようとする場合は、改正電離規則の施行後遅滞なく指定してください。また、施行日から令和5年3月31日までに雇入れまたは配置換えした医師を経過措置対象医師に指定しようとする場合は、雇入れまたは配置換え後に遅滞なく指定してください。

このリーフレットに関するご質問などについては、  
最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署へお問い合わせください。

# 医療保健業に従事する皆さまへ 線量測定は適切な方法で実施してください

## ◆ 医療保健業に従事する皆さまへ ◆ ～ 被ばく線量の見える化のために ～

### 線量測定は適切な方法で実施してください

管理区域に立ち入る方は、一時的に立ち入る場合（注）も含めて、**全ての方が胸または腹部に放射線測定器を装着**しなければなりません。

電離放射線障害防止規則第8条第3項に定める線量の測定方法

#### ケースⅠ

##### 均等被ばくの場合

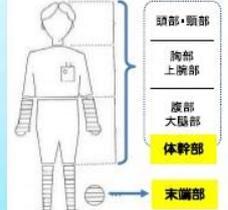
放射線測定器  
1個が必要  
です。

装着位置

A	男性、または妊娠する可能性がないと診断された女性	胸部
B	A以外の女性	腹部

いずれか  
1か所

「均等被ばく」と「不均等被ばく」  
「不均等被ばく」とは、体を受ける被ばく線量が均等でないことを行い、防護エプロンを使用する場合などが該当します。



ただし

#### ケースⅡ

##### 不均等被ばくの場合

放射線測定器 2個以上が必要です。

装着位置(追加)

ケースⅠの装着位置に加えて、体幹部及び末端部のそれぞれについて、**最も多く放射線にさらされるおそれのある部位に装着**することが必要です。

##### 体幹部の装着位置

体幹部のうち、最も多く放射線にさらされるおそれのある部位※

※ 最も多く放射線にさらされる部位が、ケースⅠと同一である場合、放射線測定器の追加は不要です。

##### 末端部の装着位置

末端部のうち、最も多く放射線にさらされるおそれのある部位※

※ 末端部の被ばく線量が体幹部の被ばく線量を下回る場合、放射線測定器の追加は不要です。

#### < 体幹部における装着例 >



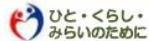
医療現場では、防護エプロンを着用することがあるため、体幹部で不均等被ばくとなる場合があります。

#### < 末端部における装着例 >



医療現場では、手術等を行うため、末端部（手や足）で不均等被ばくとなる場合があります。

（注）一定の確率ができる場合には例外があります。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

## 線量測定以外の法定事項も守ってください

### 被ばくの低減・被ばく限度の遵守・管理区域の設定

事業者は、働く方の被ばくをできるだけ低減するよう努めるとともに、**放射線業務従事者の被ばく限度※1を遵守しなければなりません。**

※1 実効線量が5年間につき100mSv、かつ、1年間につき50mSvを超えないこと など

事業者は、**設定した管理区域※2を標識で明示し、必要のある者以外の立入りを禁止し、管理区域内の見やすい場所に、放射線測定器の装着に関する注意事項などを掲示**しなければなりません。



※2 実効線量が1.3mSv/3月（年間5mSv相当）を超えるおそれのある区域などを、管理区域に設定しなければなりません。

（参考）管理区域で働く方の主な健康障害防止措置

- 放射線業務従事者：被ばく限度、線量測定（一時立ち入り者を含む）
- 一定の場合における退去者／持出し物品の汚染検査
- 作業環境測定（放射線装置を固定する等の要件を満たすときは6月以内ごと、それ以外は1月以内ごと）
- 放射線業務に常時従事する者：電離放射線健康診断（6月以内ごと）

### 線量の測定結果等の取扱い

事業者は、①線量の測定結果と②電離放射線健康診断の結果を、必ず**放射線業務従事者の皆さんにお知らせ**しなければなりません。

①については**30年間保存**するとともに、②については**所定の様式※3**により**所轄の労働基準監督署へ提出**する必要があります。

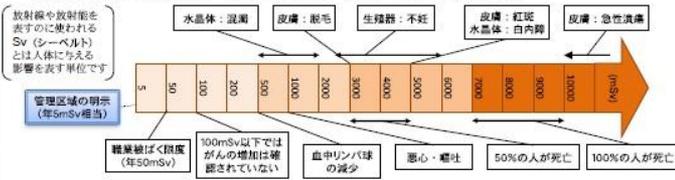
※3 電離放射線健康診断結果報告書様式

電離線様式

検索

### 放射線が人体に与える影響

●放射線による影響を分類すると、下図のようになります。（出典：ICRP Pub.60ほか）



- 受けた放射線量が小さい場合（100mSv未満）、がんなどになるかどうかは、はっきりとした医学的知見はありません。広島・長崎の原爆被ばく者の調査でも、100mSv未満の方には、がんの増加は認められていません。
- このため、国際放射線防護委員会（ICRP）などでは、職業被ばくの限度を「がんの増加が認められておらず、容認できる範囲」に決めました。

ご不明な点などがありましたら、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署までお問い合わせください

# 「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」が 特定化学物質（第2類物質）になります。

**溶接ヒューム**及び**塩基性酸化マンガン**について、神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることから、これらの物質を**特定化学物質**（第2類物質）として加える改正が行われました。

（令和3年4月1日より施行・適用）

改正内容の詳細につきましては、厚生労働省のホームページに掲載されている改正内容に関する資料（パンフレット等）をご確認下さい。

金属アーク溶接等作業以外で塩基性酸化マンガンを取り扱う皆さまへ

## 「塩基性酸化マンガン」について 健康障害防止措置が義務付けられます

厚生労働省では、「塩基性酸化マンガン」について、上記のリスク評価等により労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則等を改正しました。

改正政省令・告示は、**令和3年4月1日から施行・適用**します。

※作業主任者の選任について経過措置があります（令和4年4月1日施行）

溶接ヒュームに関する規制については、リーフレット「金属アーク溶接等作業について健康障害防止措置が義務付けられます」をご覧ください。

### 1. 新たに規制の対象となった物質

- 塩基性酸化マンガンに有害性が確認されたことから、従来の第2類特定化学物質である「マンガン及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く）」を「マンガン及びその化合物」と改正し、塩基性酸化マンガンを新たに特化則の特定化学物質（管理第2類物質）に位置付けます。
- 塩基性酸化マンガンとは、マンガンの酸化数が2または3の塩基性酸化物であり、代表的な物質として酸化マンガン（ $MnO$ ）、三酸化二マンガン（ $Mn_2O_3$ ）が挙げられます。

酸化マンガン（ $MnO$ ）（CAS No.1344-43-0）		
主な有害性（発がん性、その他の有害性）	性状	構造式
神経機能障害	・緑色固体 ・融点1785℃	$Mn=O$
三酸化二マンガン（ $Mn_2O_3$ ）（CAS No.1317-34-6）		
主な有害性（発がん性、その他の有害性）	性状	構造式
神経機能障害、呼吸器系障害	・黒色固体 ・融点1650℃	$O=Mn-O-Mn=O$

# アーク溶接（屋内作業）

金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う皆さまへ

## 金属アーク溶接等作業について 健康障害防止措置が義務付けられます

厚生労働省では、「溶接ヒューム」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則（特化則）等を改正し、新たな告示を制定しました。

改正政省令・告示は、**令和3年4月1日から施行・適用**します。

※一部経過措置があります（令和4年4月1日施行）

- このリーフレットは、**金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う事業者向け**のもです。
- **屋外作業場や、毎回異なる屋内作業場**で金属アーク溶接等作業を行う方は、リーフレット「**屋外作業場等において金属アーク溶接等作業を行う皆さまへ**」をご覧ください。

※「**屋内作業場**」とは、以下のいずれかに該当する作業場をいいます。

- ・作業場の建屋の側面の半分以上にわたって壁、羽目板その他のしゃへい物が設けられている場所
- ・ガス、蒸気または粉じんがその内部に滞留するおそれがある場所

※「**継続して行う屋内作業場**」には、建築中の建物内部等で金属アーク溶接等作業を同じ場所で繰り返し行わないものは含まれません。

### 1. 新たに規制の対象となった物質

溶接ヒューム（金属アーク溶接等作業（※）において加熱により発生する粒子状物質）について、新たに特化則の特定化学物質（管理第2類物質）として位置付けました。

#### ※金属アーク溶接等作業

- ・金属をアーク溶接する作業、
- ・アークを用いて金属を溶断し、またはカウジングする作業
- ・その他の溶接ヒュームを製造し、または取り扱う作業（燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、カウジングは含まれません）



溶接ヒューム	
主な有害性（発がん性、その他の有害性）	性状
発がん性：国際がん研究機関（IARC）グループ1 <b>ヒトに対する発がん性</b>	溶接により生じた蒸気が空気中で凝固した固体の粒子（粒径0.1~1μm程度）
その他：溶接ヒュームに含まれる酸化マンガン（MnO）について <b>神経機能障害</b> 三酸化二マンガン（Mn <sub>2</sub> O <sub>3</sub> ）について <b>神経機能障害、呼吸器系障害</b>	

# アーク溶接（屋外作業）

屋外作業場等において金属アーク溶接等作業を行う皆さまへ

## 金属アーク溶接等作業について 健康障害防止措置が義務付けられます

厚生労働省では、「溶接ヒューム」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則（特化則）等を改正し、新たな告示を制定しました。

改正政省令・告示は、**令和3年4月1日から施行・適用**します。

※作業主任者の選任について経過措置があります（令和4年4月1日施行）

- このリーフレットは、金属アーク溶接等作業を**屋外作業場や、毎回異なる屋内作業場**で行う事業者向けのもです。
- 金属アーク溶接等作業を**継続して屋内作業場**で行う方は、リーフレット「**金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う皆さまへ**」をご覧ください。

※「**屋内作業場**」とは、以下のいずれかに該当する作業場をいいます。

- ・作業場の建屋の側面の半分以上にわたって壁、羽目板その他のしゃへい物が設けられている場所
- ・ガス、蒸気または粉じんがその内部に滞留するおそれがある場所

※「**継続して行う屋内作業場**」には、建築中の建物内部等で金属アーク溶接等作業を同じ場所で繰り返し行わないものは含まれません。

### 1. 新たに規制の対象となった物質

溶接ヒューム（金属アーク溶接等作業（※）において加熱により発生する粒子状物質）について、新たに特化則の特定化学物質（管理第2類物質）として位置付けました。

#### ※金属アーク溶接等作業

- ・金属をアーク溶接する作業、
- ・アークを用いて金属を溶断し、またはカウジングする作業
- ・その他の溶接ヒュームを製造し、または取り扱う作業（燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、カウジングは含まれません）



溶接ヒューム	
主な有害性（発がん性、その他の有害性）	性状
発がん性：国際がん研究機関（IARC）グループ1 <b>ヒトに対する発がん性</b>	溶接により生じた蒸気が空気中で凝固した固体の粒子（粒径0.1~1μm程度）
その他：溶接ヒュームに含まれる酸化マンガン（MnO）について <b>神経機能障害</b> 三酸化二マンガン（Mn <sub>2</sub> O <sub>3</sub> ）について <b>神経機能障害、呼吸器系障害</b>	

# 屋内作業場において金属アーク溶接作業を実施する中小企業の皆様へ 法令の適用を前に溶接ヒュームの濃度測定を行う中小企業事業者に、 測定費用の一部を支援する制度が設けられました。

屋内作業場において金属アーク溶接等作業を実施する中小企業事業主の皆さまへ

## 有害物ばく露防止対策補助金のご案内

特定化学物質障害防止規則等が改正され、2022年4月から、屋内で金属アーク溶接等作業を実施する事業者は、溶接ヒュームの濃度測定結果に応じ、換気装置の風量の増加その他必要な措置を講じなければならないこととなりました。法令の適用を前に溶接ヒューム濃度の測定を行う事業者に、費用の一部を支援する「有害物ばく露防止対策補助金」が交付されます。ぜひご利用ください。

### 補助を受けることができる事業主

次の(1)～(3)すべてに該当する事業主が対象です。

(1)	労働者災害補償保険の適用事業主		
(2)	次のいずれかに該当する中小企業事業主		
	業種	常時雇用する労働者数※1	資本金または出資の総額※1
	小売業	50人以下	5,000万円以下
	サービス業	100人以下	5,000万円以下
	卸売業	100人以下	1億円以下
	その他の業種	300人以下	3億円以下
	※1 労働者数か資本金等のどちらか一方の条件を満たせば、中小企業事業主となります。		
(3)	金属アーク溶接等を行う屋内作業場の溶接ヒューム濃度の測定を行う中小企業事業主		

### 補助の概要

補助対象	補助率	上限額
作業環境測定機関に委託する溶接ヒューム濃度の測定に要する経費	経費の1/2	1人あたり2万円 1作業場4万円

### 補助の対象となる経費及び補助金の算定方法等

1. 補助の対象となる経費	2. 補助基準額	3. 補助金の算定方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>金属アーク溶接等作業中の労働者に試料採取機器（サンプラー及びポンプ）を装着させ、溶接ヒュームばく露量を測定する経費（デザイン及びサンプリングに要する経費）</li> <li>採取された試料を吸光光度分析法、原子吸光分光又はこれと同等以上の性能を有する分析法による分析に要する経費</li> <li>作業環境測定士の出張に要する経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>測定対象者1名当たり4万円</li> <li>1作業場当たり最大2名分。</li> <li>複数の作業場の測定をする場合でも上限は8万円。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1欄に掲げる経費と2欄に掲げる基準額とを比較し、少ない方の2分の1</li> </ul>

### 補助金公募期間

第1期公募	令和3年7月1日～8月31日	補助金の予定枠	1億円
第2期公募	令和3年10月1日～11月31日	補助金の予定枠	4千2百万円

- 第1期、第2期における補助金の予定枠を上回る申請があった場合、補助金交付規程の定める方法により、交付対象者を決定します。
- 補助金を申請できるのは、1事業場1回限りです。

### 交付申請に必要な書類 \*印の書類には所定の様式があります。

有害物ばく露防止対策補助金交付申請書 \* 本助成金は、**測定の実施前**に申請等が必要です。  
<添付書類>

- ばく露測定に要する費用見積書（写：作業環境測定機関作成）
- 事業場の概要書\*
- ばく露測定をする作業場所の見取り図
- 確認書\*

\* 内容に不明な点がある場合は、確認のための追加資料を求める場合があります。

### 事業実績報告に必要な書類 \*印の書類には所定の様式があります。

事業実施結果報告書\*

- <添付書類>
- ばく露測定結果報告書（写：作業環境測定機関作成）
  - 請求書兼納品書（写）
  - 領収書（写）

### 申請手続の流れ

#### 作業環境測定費用の見積

作業環境測定機関\*に相談の上で測定費用の見積書を作成してもらってください。  
\*溶接ヒューム(マンガン)の測定ができる機関(4号登録機関)

#### 補助金交付申請

補助金交付申請書を全衛連ホームページからダウンロードし、必要な添付書類を作成し、郵送または電子申請をしてください。

#### 交付決定通知

第1期、第2期の公募期間終了後概ね1か月以内に、交付決定（不決定）の通知が届きます。

#### 測定の発注・測定実施

交付決定通知書が届いた後、作業環境測定機関に正式発注し、測定を実施してもらいます。  
※ 決定通知前に実施した場合の費用は補助対象となりません。

#### 測定結果報告

報告書類を全衛連ホームページからダウンロードし、必要な書類を添付し、郵送または電子報告してください。

#### 補助金の受領

指定の口座に補助金が振り込まれます。

測定結果を踏まえ、全体換気装置の風量の増加等を実施するなど、作業環境改善につなげてください。

### 申請窓口・相談窓口

全衛連 (補助金交付事務代行事業者)

申請書類等の入手 <http://www.zeneiren.or.jp>  
相談等 TEL 03-6809-5855  
(平日 午前9時30分～午後5時)  
電子申請アドレス [hojyokin@zeneiren.or.jp](mailto:hojyokin@zeneiren.or.jp)



全衛連では、金属アーク溶接等作業に関する改正法例への対応、補助金申請に関する各種相談にも対応しています。お気軽にご相談ください。

### 注意

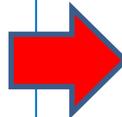
- この補助金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、**厳格な運用が求められる制度**です。補助金の交付要領、実施要領、交付規程、その他の規定等をよく読み、制度の内容を理解してから申請してください。

# 石綿対策の規制が強化されます①

過去に建材として建築物に使用された石綿は今も多くの建築物に残っており、今後これらの建築物の解体・改修は増加すると考えられています。

また、これまでの作業について、事前調査の実施、届出、飛散防止・ばく露防止対策に問題があると指摘された作業が散見されており、これらの状況を踏まえ、石綿障害予防規則等の改正が行われ、**令和2年10月**より順次施行されています。

詳細につきましては、厚生労働省ホームページ「石綿パンフレット等」をご確認ください。



解体改修工事の受注者（解体改修工事実施者）の皆さま

## 建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制が強化されます

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(罰則あり)されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。

### 工事開始前の石綿の有無の調査

- 工事対象となる全ての部材について、石綿が含まれているかを事前に設計図書などの文書と目視で調査し(事前調査)、調査結果の記録を3年間保存することが義務になります(令和3年4月～)
- 建築物の事前調査は、厚生労働大臣が定める講習を修了した者等に行わせることが義務になります(令和5年10月～)

### 工事開始前の労働基準監督署への届出

- 石綿が含まれている保温材等の除去等工事の計画は14日前までに労働基準監督署に届け出ることが義務になります(令和3年4月～)
- 一定規模以上の建築物や特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査の結果等を電子システム(スマホも可)で届け出ることが義務になります(令和4年4月～)

### 吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制

- 除去工事が終わって作業場の隔離を解く前に、資格者による石綿等の取り残しがないことの確認が義務になります(令和3年4月～)

### 石綿含有仕上塗材・成形板等の除去工事に対する規制

- 石綿が含まれている仕上塗材をディスクグラインダー等を用いて除去する工事は、作業場の隔離が義務になります(令和3年4月～)
- 石綿が含まれているけい酸カルシウム板第1種を切断、破砕等する工事は、作業場の隔離が義務になります(令和2年10月～)
- 石綿が含まれている成形板等の除去工事は、切断、破砕等によらない方法で行うことが原則義務になります(令和2年10月～)

### 写真等による作業の実施状況の記録

- 石綿が含まれている建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事は、作業の実施状況を写真等で記録し、3年間保存することが義務になります(令和3年4月～)

# 石綿障害予防規則の改正の概要②

## 工事開始前の石綿の有無の調査

- 工事対象となるすべての部材について、石綿が含まれているかを事前に設計図書などの文書と目視で調査(事前調査)し、調査結果の記録を3年間保存することが義務になります。  
(令和3年4月～)
- 事前調査は、厚生労働大臣が定める講習を修了した者等に行わせることが義務になります。  
(令和5年10月～)

種 別	調査できる対象物
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定建築物石綿含有建材調査者</li> <li>● 一般建築物石綿含有建材調査者</li> </ul> <p>※令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者</p>	すべての建築物
一戸建て等石綿含有建材調査者	一戸建ての住宅、共同住宅の住戸の内部

## 工事開始前の労働基準監督署への届出

- これまで、**石綿保温材の除去等の作業**(レベル2)については「作業届」として作業の開始前までに届け出を提出していましたが、改正後は安衛法第88条第3項の建設工事の対象に追加され、**建設工事の計画届**として作業開始の14日前までに労働基準監督署に届け出ることが義務になります。  
(令和3年4月～)
- 次のいずれかの工事を行うときは、石綿等の使用の有無に関係なく、事前調査の結果等を電子システムで届け出ることが義務になります。  
(令和4年4月～)

- ✓ 解体部分の床面積が80㎡以上の建築物の解体
- ✓ 請負金額が100万円以上の建築物の改修工事
- ✓ 請負金額が100万円以上の工作物の解体工事又は改修工事

# 石綿障害予防規則の改正の概要③

## 石綿含有仕上塗材の除去工事に対する規制 (令和3年4月1日～)

石綿含有仕上げ塗材を、電動工具(ディスクグラインダー、ディスクサンダー)で除去するときは、ビニルシートなどにより作業場所を隔離し、常時湿潤な状態に保って作業することが必要となります。

- ※ 作業場所の隔離は負圧に保つ必要はありません。
- ※ 常時湿潤な状態に保つ措置には、剥離剤を使用する方法が含まれます。
- ※ 高圧水洗工法、超音波ケレン工法等の場合は作業場所の隔離は不要です。

### 「石綿含有仕上げ塗材」とは

セメント、合成樹脂等の結合材、顔料、骨材等を主原料とし、主として建築物の内外の壁又は天井を、吹付け、ローラー塗り、こて塗等によって立体的な造形性を持つ模様仕上げる材料としてJIS A 6909に定められている建築用仕上塗材のうち、石綿等が使用されているものをいいます。

## 調査結果の作成・保存、掲示 (令和3年4月1日～)

## 吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事 に対する規制 (令和3年4月1日～)

## 成形板等の除去工事に対する規制 (令和2年10月1日～)

## 建材を湿潤な状態にすることが困難な場合 の措置 (令和3年4月1日～)

## 写真等による作業の実施状況の記録 (令和3年4月1日～)

## 労働者ごとの作業記録項目の追加 (令和3年4月1日～)

# あんぜんプロジェクト



**あんぜんプロジェクト**

あんぜんプロジェクトは  
労働災害のない日本を目指して  
働く方の安全に一生懸命に取り組み  
「働く人」、「企業」、「家族」が  
元気になる職場を創るプロジェクトです!

**プロジェクトメンバー  
(参加企業)を募集しています。**

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/>

サイトで募集中。メールで参加申請できます。

参加企業には、あんぜんプロジェクトと  
転倒災害プロジェクトとの  
コラボステッカーを  
プレゼント!

**STOP!**  
転倒災害

自社ホームページを開設していない場合でも  
プロジェクト参加が可能です!

**「あんぜんプロジェクト」  
ホームページ上で  
「見える」安全活動コンクール」  
を実施します。**

募集期間 (P.3参照)  
令和3年 8月2日～令和3年 9月30日まで

優れた安全活動事例を募集しています。

**安全は企業の礎です。**

働く人の安全と健康を確保することは事業者の責務ですが、そのためには、企業とそこで働く  
方々の創意と工夫による不滅の努力が不可欠です。また、安全への取組は、働く人の能力向上、  
企業の生産性向上、ご家族の安心やワークライフバランスの実現にも良い影響を与えます。  
さらには、消費者の皆様に良質な製品やサービスを提供することにつながるものです。

**あんぜんプロジェクトは、働く方の安全に一生懸命に  
取り組んでいる企業を応援しています!**

参加手続きについてのお問い合わせ  
参加手続き申請窓口(富士通株式会社)  
電話: 03-5962-3138  
e-mail: contact-anzenproject@cs.jp.fujitsu.com

あんぜんプロジェクトについてのお問い合わせ  
あんぜんプロジェクト事務局  
(厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課)  
電話: 03-3595-3225

※あんぜんプロジェクトの参加手続きに係る事務は、「職場の安全衛生情報の周知・啓発事業」の委託契約を厚生労働省と締結した富士通株式会社の実施しています。

あんぜんプロジェクトでは「見える」安全活動コンクールを開催し、安全活動の創意工夫事例を募集しています。

応募いただいた事例は、企業名とともにホームページ(あんぜんプロジェクト)に掲載され、安全対策に積極的に取り組んでいる企業であることをアピールすることができます。

令和3年度についてもコンクールが実施されますので奮ってご応募下さい。

# 「アクションZERO」 ～長崎ゼロ災6か月運動～

長崎労働局は、企業の自主的な災害防止活動の普及定着を目指して、事業場参加型の無災害運動「アクションZERO長崎ゼロ災運動」を展開しております。

今年度で第7回目を迎える「アクションZERO長崎ゼロ災運動」は、全国安全週間の本週間である7月から労働災害が多発する12月までの6か月間実施します。

申込期間(5月20日～6月30日)は設けられていますが、運動の拡大推進のため10月末まで随時参加できます。

また、建設現場については運動期間中に1月以上の工事を施工する現場で参加可能です。

自主的な安全衛生活動を更に充実させるためにも本運動への参加をお願い致します。

**アクションZERO 7月からスタート!**

長崎ゼロ災運動  
**アクションZERO**  
第7弾!



**目標** 事業場トップ等による「安全衛生宣言」により職場の危険ゼロ及び労働者の健康確保を目指した取組を行い、労働災害ゼロを目標とします。

**申込期間** 令和3年5月20日(木)～令和3年6月30日(水)  
(FAX又はEメールでも受付可)  
※建設現場は、工事開始の時点で随時受付をします。監督署へ提出した「特定元方事業者等の事業開始報告」(写)を併せて提出して下さい。  
※本運動の拡大推進のため、参加の事業場の随時受付を行います(～10月末)。但し、途中参加の場合でも、達成証の交付は、運動期間の全期間(6ヵ月間)無災害であることが条件です。

**運動期間** 令和3年7月1日(木)～令和3年12月31日(金)までの6ヵ月間  
(「結果報告書」を令和4年1月20日(木)までに報告願います。)  
※参加事業場は、運動期間中の結果報告の提出が必要となります。

**達成証の交付** 運動期間中(6ヵ月間の労働災害ゼロ)の目標を達成した参加事業場には、「無災害達成証」を交付します。

長崎労働局 アクションZERO 検索

主権:長崎労働局 各労働基準監督署



# 外国人労働者の労働災害が増加しています。

## 安全衛生教育には適切な配慮をお願いします。

「職場のあんぜんサイト」では、建設業、製造業、商業、接客・娯楽業、清掃業、農業、漁業などの業種や作業内容に対応した**安全衛生教育教材(最大14言語)**が利用できます。

教材は、マンガ・動画教材のほか、未熟練者に対する安全衛生教育マニュアル、技能講習補助教材があり、無料で使用でき、ダウンロードもできます。

外国人労働者を雇用する事業主のみなさまへ

### 外国人労働者に対する安全衛生教育には、適切な配慮をお願いします。

近年、外国人労働者の増加に伴い、外国人の労働災害も増加傾向にあり、平成27年以降は毎年2,000件を超えています。

外国人労働者は一般的に、日本の労働慣行や日本語に習熟していません。外国人に安全衛生教育を実施する際には、適切な工夫を施して、作業手順や安全のためのルールをしっかりと理解してもらいましょう。



外国人労働者のための安全衛生教育自主点検表	
1 安全衛生教育の実施 安全衛生教育を実施していますか。 (雇入れ時又は作業内容を変更した時など)	<input type="checkbox"/>
2 作業手順の理解 母国語など外国人労働者にわかる言語で説明するなど、作業手順を理解させていますか。	<input type="checkbox"/>
3 指示・合図の理解 労働災害防止のための指示などを理解できるように、必要な日本語や基本的な合図を習得させていますか。	<input type="checkbox"/>
4 標識・掲示の理解 労働災害防止のための標識、掲示などについて、図解等の工夫でわかりやすくしていますか。	<input type="checkbox"/>
5 免許・資格の所持 免許を受けたり、技能講習を修了することが必要な業務に、無資格のままで従事させていませんか。	<input type="checkbox"/>

#### 労働災害が発生してしまったときは…

労働災害等により労働者が死亡または休業した場合には、遅滞なく、労働者死傷病報告等を労働基準監督署長に提出しなければなりません(次ページを参照してください)。(報告しなかったり、虚偽の報告をした場合、刑事責任が問われることがあります。)

### 外国人労働者向け安全衛生教育教材を労働災害防止にご活用ください

最大14言語・幅広い業種等に対応しました

厚生労働省は、外国人の方にも理解しやすい安全衛生教育教材を作成しています。外国人労働者の労働災害防止にお役立てください。→言語・業種ごとの一覧(裏面)もご確認ください

#### マンガ・動画教材

初めて安全衛生を学ぶ方にも理解できるよう、業種共通と業種・作業別の視聴覚教材(マンガ・動画教材)を作成しています。

▶教材はこちらから <https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/kyozaishihinyo.html>  
▶動画教材(YouTube)のチャンネル登録はこちらから <https://www.youtube.com/user/MHLWanzenvideo/>



例) 転倒防止の注意: 14言語対応(画像は、日本語・英語・ベトナム語)

#### 未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル

未熟練労働者は、作業に慣れておらず、危険を把握・察知する能力が身につけていません。労働災害を防止するには、雇入れ時や作業の内容が変わる時点などでの安全衛生教育が重要です。これらの安全衛生教育に役立つよう、業種別(製造業、陸上貨物運送事業、商業など)の教材を作成しています。

▶教材はこちらから <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000118557.html>



例) 安全な服装のマニュアル: 14言語対応(画像は、日本語・スペイン語・中国語)

#### 技能講習補助教材

外国人労働者が技能講習時に専門用語を理解しやすいよう、技能講習用の補助教材を作成しています。

▶教材はこちらから [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11114.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11114.html)

#### VR教材

仮想の作業場における各種危険作業を疑似体験(VR体験)できる体験会を開催予定(無料)です。開催案内は、厚生労働省のホームページに今後掲載します。

▶VRの紹介動画はこちらから [https://www.youtube.com/watch?v=PL1x5zARDL\\_U-uNeVLM8hsEd410FPOQuK](https://www.youtube.com/watch?v=PL1x5zARDL_U-uNeVLM8hsEd410FPOQuK)  
▶令和2年度の体験会ははこちらから <https://www.mizuho-ir.co.jp/seminar/info/2020/mhlw-vr-event/index.html>

# 安全衛生法関係の届出について インターネットを利用して作成できます。

現在、以下の報告様式について、インターネットを利用して作成できます。

- 労働者死傷病報告
- 定期健康診断結果報告書
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書
- 総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告
- じん肺健康管理実施状況報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告書

注意：本サービスでは、申請や届出のオンライン申請はできません。  
作成した帳票は印刷し、所轄の労働基準監督署に提出してください。

